

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	鹿島市、嬉野市（代表）、太良町

鹿島藤津地区鳥獣被害防止計画

(鹿島市、嬉野市、太良町)

<連絡先>

担 当 部 署 名 嬉野市 農業政策課
所 在 地 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地
電 話 番 号 0954-66-9119
F A X 番 号 0954-66-3119
メールアドレス snourin@city.ureshino.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、キツネ、テン、シカ、サル、ヒヨドリ、カワウ、カラス、スズメ、サギ類、ハト類、カモ類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	鹿島市全域、嬉野市全域、太良町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	市町名	被害の現状		
		品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	鹿島市	水稻	1.83	181.6
		果樹	1.60	808.5
		計	3.43	990.1
	嬉野市	水稻	6.00	495.0
		工芸農作物 (茶)	0.43	481.6
		計	6.43	976.6
	太良町	水稻	3.04	290.4
		果樹	0.87	317.3
		計	3.91	607.7
小計			13.77	2,574.4
アライグマ	太良町	果樹	0.01	4.9
		計	0.01	4.9
アナグマ	太良町	果樹	0.05	16.7
		計	0.05	16.7
スズメ	太良町	水稻	0.01	1.1
		計	0.01	1.1
その他鳥類	太良町	果樹	0.14	50.9
		計	0.14	50.9
小計			0.21	73.6

鳥獣の種類	市町名	被害の現状		
		品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
カモ類	鹿島市	養殖海苔	—	2,100.0
		計	—	2,100.0
	嬉野市	—	—	—
	太良町	養殖海苔	—	1,275.2
		計	—	1,275.2
小計			—	3,375.2
合計			13.98	6,023.2

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・イノシシ

主な被害作物は水稻、果樹、工芸農作物（茶）であり、被害地域は山間部がほとんどであるが、近年は中山間地下流域の畑地や住宅地付近でも被害が増えている。

侵入防止柵の設置も進んでいるが、耕作放棄地の増加がイノシシにとって棲みよい環境を生み出しており、被害防止には至っていない。また、住宅敷地内に出没するなど、生活環境への被害も発生している。

・アナグマ、アライグマ、タヌキ、キツネ、テン

農作物の被害金額は少ないものの、被害は管内で発生しており、捕獲頭数も継続している。また、平坦地でも住宅地への侵入等生活環境への被害も発生している。

・カラス等の鳥類被害

被害金額としては大きくはないが、管内でもスイカ、玉ねぎなどの農作物の被害も出ている。

・カモ類の鳥類被害

被害金額としては計上されていないが、沿岸部畑地の麦苗の食害が大量に発生し、また、海上の養殖海苔においても食害が大量に発生し、一番単価の高い一番摘みを中心に大きな被害を受け、年々増加傾向にある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指標	市町名	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	鹿島市	3.43ha	3.40ha
	嬉野市	6.43ha	6.40ha
	太良町	3.91ha	3.90ha
	合計	13.77ha	13.7ha
被害金額	鹿島市	990.1万円	990.0万円
	嬉野市	976.6万円	976.0万円
	太良町	607.7万円	607.0万円
	合計	2574.4万円	2573.0万円

アライグマ

指標	市町名	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	太良町	0.01ha	0.01ha
被害金額	太良町	4.9万円	4.5万円

アナグマ

指標	市町名	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	太良町	0.05ha	0.05ha
被害金額	太良町	16.7万円	16.5万円

シカ

指標	市町名	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積		0ha	0ha
被害金額		0万円	0万円

サル

指標	市町名	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積		0ha	0ha
被害金額		0万円	0万円

中型哺乳類（タヌキ、キツネ、テン）

指標	市町名	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積		0ha	0ha
被害金額		0万円	0万円

スズメ

指標	市町名	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	太良町	0.01ha	0.01ha
被害金額	太良町	1.1万円	1.0万円

その他鳥類（カワウ、カラス、スズメ、サギ類、ハト類）

指標	市町名	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害面積	太良町	０．１４ha	０．１４ha
被害金額	太良町	５０．９万円	５０．５万円

カモ類

指標	市町名	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害面積	鹿島市	－	－
	太良町	－	－
	合計	－	－
被害金額	鹿島市	２，１００．０万円	２，０５０．０万円
	太良町	１，２７５．２万円	１，２７５．０万円
	合計	３，３７５．２万円	３，３２５．０万円

（注）１ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・被害多発地区や捕獲依頼のあった地区を猟友会に依頼し有害捕獲を行った。 ・捕獲機材（箱わな・くくりわな）の整備 ・中型哺乳類用箱わなの導入 ・捕獲獣の埋設	・年々捕獲頭数は増加しているが、猟友会の高齢化、捕獲個体の処理等が問題となっている。 ・わなや銃器が使えない住宅付近にまで生息圏が拡大している。 ・自衛捕獲での捕獲成功率が低い。こちらも捕獲個体の処理が困難である。
防護柵の設置等に関する取組	・鳥獣被害防止総合対策等を活用し、電気牧柵やワイヤーメッシュ柵の整備を行った。	・整備未実施地区への被害の移動。 ・設置及び管理方法について、設置者が適正な設置方法や草刈り等の管理を徹底するよう継続指導が必要である。

生息環境管理その他の取組	・ 中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、住处となる耕作放棄地の適切な保全を促進した。	・ 放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止にかかる、農家・地域住民への啓発活動の一層の推進が必要である。
--------------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣対策指導員養成研修を受講した市町、農協、農済組合等の関係者で構成する鳥獣被害対策チームを編成し、被害発生集落に対して、集落座談会等を利用した被害防止対策の啓発や、侵入防止柵の設置状況の確認・指導を行うなどして、地域をあげた取組が講じられるよう推進していく。

- ・ イノシシを寄せ付けない環境整備に努め、農地付近のヤブ払いや餌付け要因を除去し、農地への出没を抑制する。
- ・ 防護柵の設置等に関する取組としては、既存の電気牧柵の効果が最大限に発揮できるよう、適正な設置方法や管理方法について普及啓発を図っていく。また、国庫補助事業等を活用し、ワイヤーメッシュ柵の広域的な設置を推進する。

- ・ 捕獲等に関する取組として、生産者の狩猟免許取得推進や捕獲従事者への育成講習等により、捕獲強化を図る。また、中型哺乳類に関しては、防除研修会等を実施し、被害防止対策の啓発を図るとともに個体数増加を抑制するため、通年捕獲を実施する。特にアライグマに関しては、特定外来生物の防除実施計画に基づき、生息域拡大の阻止を図る。

- ・ カラス等の鳥類は猟友会への駆除委託などを行い、引き続き捕獲を強化していく。また、地域の特徴として養殖海苔が盛んな地域であり、特にカモ類による食害によって生産量や金額に影響を及ぼしている。鷹匠や猟友会による追い払い活動によって被害の減少に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会と委託契約を締結し、有害鳥獣駆除業務の委託を行っている。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ、サル キツネ、テン シカ、ヒヨドリ カラス、スズメ サギ類、ハト類 カモ類、カワウ	捕獲わなの購入・貸与 新規狩猟免許取得を促進し、従事者の確保 中型哺乳類用の箱わなの導入 防除技術講習会を開催し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。 カモ類の養殖海苔への被害軽減については鷹匠や猟友会による追い払いを実施する。
令和 6年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ、サル キツネ、テン シカ、ヒヨドリ カラス、スズメ サギ類、ハト類	捕獲わなの購入・貸与 新規狩猟免許取得を促進し、従事者の確保 中型哺乳類用の箱わなの導入 防除技術講習会を開催し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。 カモ類の養殖海苔への被害軽減については鷹

	カモ類、カワウ	匠や猟友会による追い払いを実施する。
令和 7年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ、サル キツネ、テン シカ、ヒヨドリ カラス、スズメ サギ類、ハト類 カモ類、カワウ	捕獲わなの購入・貸与 新規狩猟免許取得を促進し、従事者の確保 中型哺乳類用の箱わなの導入 防除技術講習会を開催し、適切な捕獲と安全に 関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を 図る。 カモ類の養殖海苔への被害軽減については鷹 匠や猟友会による追い払いを実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲頭数は年々増加傾向にある。今後は猟友会の高齢化による捕獲者の減少も考えられるが、新たな捕獲従事者の育成や農家による自衛捕獲を推進し、有害捕獲と自衛捕獲を合わせてイノシシ3,200頭、アライグマ、アナグマ、タヌキ等中型哺乳類も合わせて740頭の捕獲を目指す。 また、カラスをはじめとする鳥類の被害も深刻であり、捕獲や追い払い等を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	市町名	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	鹿島市	1,050頭	1,050頭	1,050頭
	嬉野市	1,500頭	1,500頭	1,500頭
	太良町	850頭	850頭	850頭
	計	3,400頭	3,400頭	3,400頭
アライグマ アナグマ、サル タヌキ、テン キツネ、シカ	鹿島市	650頭	650頭	650頭
	嬉野市	250頭	250頭	250頭
	太良町	220頭	220頭	220頭
	計	1,120頭	1,120頭	1,120頭
カラス	鹿島市	200羽	200羽	200羽
	嬉野市	100羽	100羽	100羽
	太良町	100羽	100羽	100羽
	計	400羽	400羽	400羽

カモ類	鹿島市	200羽	200羽	200羽
	嬉野市	—	—	—
	太良町	100羽	100羽	100羽
	計	300羽	300羽	300羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
通年で有害鳥獣駆除を行う。また、農作物の被害状況に応じて、駆除対策チームによる捕獲も適宜行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限 委譲済み	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	市町名	侵入防止柵種類	整備内容		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	鹿島市	ワイヤーメッシュ柵	1,000m	1,000m	1,000m
		電気柵	15,000m	15,000m	15,000m
		計	16,000m	16,000m	16,000m
	嬉野市	ワイヤーメッシュ柵	10,000m	10,000m	10,000m
		電気柵	5,000m	5,000m	5,000m
		計	15,000m	15,000m	15,000m
	太良町	ワイヤーメッシュ柵	2,000m	2,000m	2,000m
		電気柵	38,000m	38,000m	38,000m
		計	40,000m	40,000m	40,000m
合計			71,000m	71,000m	71,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ、サル キツネ、テン シカ、ヒヨドリ カワウ、カラス スズメ、サギ類 ハト類、カモ類	県・市町及び JA 職員で「鳥獣被害対策チーム」を編成、被害発生集落に入り、集落環境点検やマップづくりを通して集落の実態把握を行うとともに、効果的な被害防止策について指導・助言を行い、地域を挙げた活動ができるような体制づくりを推進する。また、イノシシの隠れ家となりやすい荒廃果樹園等を解消し、イノシシが棲みにくい環境を整備する。 研修会等により、地域が主体となった被害防止対策の普及啓発を進める。 また、海上での養殖海苔の被害については、鷹匠や猟友会による追い払いにより、被害防止・軽減を図る。
令和6年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ、サル キツネ、テン	県・市町及び JA 職員で「鳥獣被害対策チーム」を編成、被害発生集落に入り、集落環境点検やマップづくりを通して集落の実態把握を行うとともに、効果的な被害防止策について指導・助言を行い、地域を挙げた活動ができるような体制づくりを推進する。また、イノシシの隠れ家となりやすい荒廃果

	シカ、ヒヨドリ カワウ、カラス スズメ、サギ類 ハト類、カモ類	樹園等を解消し、イノシシが棲みにくい環境を整備する。 研修会等により、地域が主体となった被害防止対策の普及啓発を進める。 また、海上での養殖海苔の被害については、鷹匠や猟友会による追い払いにより、被害防止・軽減を図る。
令和 7年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ、サル キツネ、テン シカ、ヒヨドリ カワウ、カラス スズメ、サギ類 ハト類、カモ類	県・市町及び JA 職員で「鳥獣被害対策チーム」を編成、被害発生集落に入り、集落環境点検やマップづくりを通して集落の実態把握を行うとともに、効果的な被害防止策について指導・助言を行い、地域を挙げた活動ができるような体制づくりを推進する。また、イノシシの隠れ家となりやすい荒廃果樹園等を解消し、イノシシが棲みにくい環境を整備する。 研修会等により、地域が主体となった被害防止対策の普及啓発を進める。 また、海上での養殖海苔の被害については、鷹匠や猟友会による追い払いにより、被害防止・軽減を図る。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5 ～7年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ、サル キツネ、テン シカ、ヒヨドリ カワウ、カラス スズメ、サギ類 ハト類、カモ類	集落・地域において、中山間地域等直接支払交付金事業や鳥獣被害防止総合対策交付金事業を利用して、耕作放棄地の適切な保全や放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止に努めることにより、野生鳥獣による被害防止対策の普及啓発を進める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

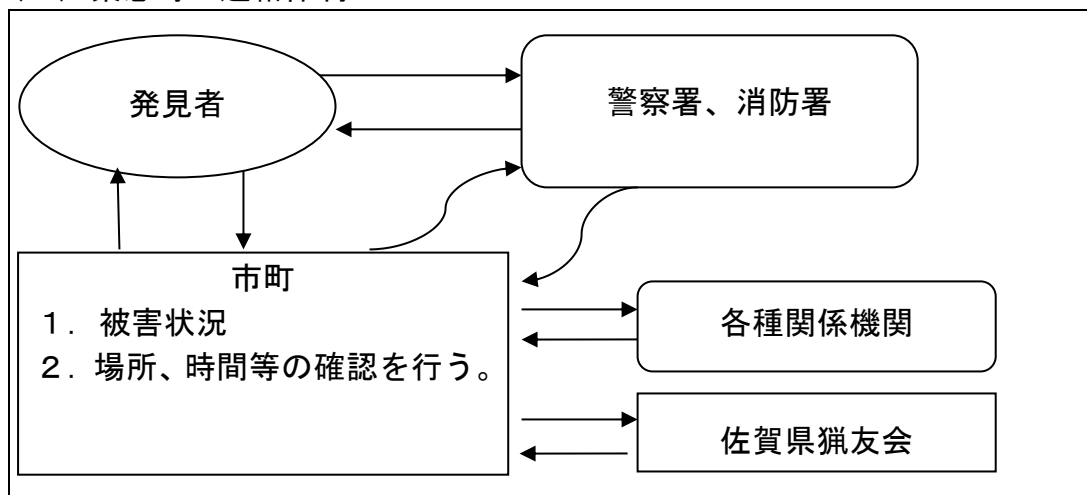
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿島市	関係機関及び住民への情報伝達
嬉野市	関係機関及び住民への情報伝達
太良町	関係機関及び住民への情報伝達
佐賀県猟友会	対象鳥獣の捕獲
佐賀県警察	住民の生命、身体又は財産の保護

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現状においては、3市町とも主に埋設処理を行っている。太良町については、令和6年度より委託による処理事業を開始予定。鹿島市及び嬉野市については検討中となっている。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
鹿島市	鳥獣被害対策実施隊を編成 補助事業の推進、各機関との調整
嬉野市	鳥獣被害対策実施隊を編成 補助事業の推進、各機関との調整
太良町	鳥獣被害対策実施隊を編成 補助事業の推進、各機関との調整

藤津農業振興センター	補助事業の推進 先進的技術指導
佐賀県農業協同組合	被害把握、防除対策の助言、指導
佐賀県猟友会	有害鳥獣の捕獲
鹿島嬉野森林組合	林野部における被害状況の確認、指導
太良町森林組合	林野部における被害状況の確認、指導
佐賀県有明海漁業協同組合	沿岸部及び海上における被害状況の確認、指導

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供・助言指導
佐賀県農業技術防除センター	被害防止対策事業に関する情報提供、被害防止技術の情報提供、その他必要な援助

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

	実施隊構成員	規模
鹿島市	市職員及び市長が指名するもの	10人以内
嬉野市	市職員	10人以内
太良町	町職員	10人以内

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者の減少に伴い、有害鳥獣による被害防止について、今後更に集落・地域単位で対策を講じていく必要があることから、捕獲班の設置について推進していく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。